

令和4年度定例監査実施結果〔下期〕の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施機関数 117機関（年間定例監査対象機関数271機関）
 2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
 3 監査実施期間 令和4年9月15日～令和5年1月26日
 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「毒物及び劇物の管理は、適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

令和4年度下期分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		1					4	1	7
指導事項		19	5	44	3	6	7		5		89
注意事項		2		4	3		11		30		50
合計	0	22	5	49	6	6	18	0	39	1	146

令和3年度下期分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	1				5
指導事項		24	5	21	2	7	12		25		96
注意事項		1	7	4	1	1	17				31
合計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	0	132

令和4年度下期と令和3年度下期との対比 A-B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1				▲1	▲1		4	1	2
指導事項		▲5		23	1	▲1	▲5		▲20		▲7
注意事項		1	▲7		2	▲1	▲6		30		19
合計	0	▲5	▲7	23	3	▲3	▲12	0	14	1	14

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、7機関で7件あった。

(1) 畜産酪農技術センター（収入1件）

令和4年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていないものがあつた。
（合計152,063円）

(2) 図書館（給与1件）

扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していたものがあつた。（合計352,316円）

(3) 専門学校農林大学校（重点事項1件）

劇物について、所在不明となっているものがあつた。

(4) 動物愛護指導センター、産業技術短期大学校、甲府西高等学校（重点事項3件）

毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬外用」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。
等

(5) 北杜高等学校（その他1件）

収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。

指導事項 5件（収入2、支出1、財産2）

①直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあつた。

②財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。

③全国高等学校選抜スキー大会に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

④自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

⑤鉄塔敷設電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。

8 指導事項の主な内容

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 収入（19件） | 収入未済（16件）など |
| (2) 支出（5件） | 資金前渡精算が適切に行われていなかったもの（3件）など |
| (3) 給与（44件） | 諸手当の認定及び支給が適切に行われていなかったもの（40件）など |
| (4) 物品（3件） | 物品の受入について、出納通知が行われていなかったもの（1件）など |
| (5) 財産（6件） | 貸付及び借受財産の移動報告が行われていなかったもの（4件）など |
| (6) 契約（7件） | 契約解除に関する違約金条項が適切でなかったもの（2件）など |
| (7) 重点事項（5件） | 毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかったもの（3件）など |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 収入（2件） | 収入証紙の消印が納付された日に押されていないもの（1件）など |
| (2) 給与（4件） | 諸手当の認定において、不備のあつたもの（2件）など |
| (3) 物品（3件） | 郵便切手受払簿の記載に不備のあつたもの（1件）など |
| (4) 契約（11件） | 収入印紙の金額に誤りがあつたもの（2件）など |
| (5) 重点事項（30件） | 毒物及び劇物の保管庫の鍵の管理簿が作成されていなかった（23件）など |

○ 令和4年度の定例監査の実施状況

監査実施機関数 271機関

監査対象期間 (上期) 令和3年度

(下期) 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

監査実施期間 令和4年4月19日～令和5年1月26日

令和4年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2	1	1					4	2	10
指導事項		64	13	67	12	20	16	1	7		200
注意事項		6	5	6	6		26	2	33		84
合計	0	72	19	74	18	20	42	3	44	2	294

令和3年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		3		1		1	2				7
指導事項		68	8	26	6	24	27		43		202
注意事項		3	9	4	1	3	31	2			53
合計	0	74	17	31	7	28	60	2	43	0	262

令和4年度と令和3年度との対比 A-B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1	1			▲1	▲2		4	2	3
指導事項		▲4	5	41	6	▲4	▲11	1	▲36		▲2
注意事項		3	▲4	2	5	▲3	▲5		33		31
合計	0	▲2	2	43	11	▲8	▲18	1	1	2	32

○ 総括的意見

(1) 財務事務の適正な執行について

令和4年度の定例監査結果を前年度と比較すると、全体では指導事項が2件減少したものの、指摘事項が3件、注意事項が31件、全体で32件増加している。

このうち指摘事項については、国庫補助金の支出や国庫交付金の収入に係る不適切な事務処理が確認された。

また、指導事項については、今年度も多数の機関で、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が確認された。

こうした事務処理ミスの防止に向けて、管理職員や担当職員の補助金・交付金事務手続や給与制度等への一層の理解促進、内部統制制度の適切な運用によるチェック体制の強化、また、システム改修等による事務処理方法の抜本的な改善などに取り組み、財務事務の適正な執行に努められたい。

(2) 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物は、試験研究機関や県立学校などを中心に多くの出先機関で保有しており、試験・研究、実験・実習などの業務に活用されていた。

一方、毒物及び劇物取締法で定められている表示が行われていない機関が散見され、また、多くの機関で保管庫の鍵の管理簿が作成されていないなど、管理について一定の不備が確認された。

毒物及び劇物は万が一盗難や流出などの事故が発生した場合、人体や周辺環境に甚大な被害が生じる可能性があることを充分認識し、法令などを遵守し、適切な管理に努められたい。